

平成 28 年 8 月 30 日

法務省民事局参事官室 御中

郵便番号 101-6806

所 在 東京都千代田区大手町 1-3-1 JA ビル

法 人 名 税理士法人レガシィ

代表社員税理士：天野 隆

担当社員税理士：田川 嘉朗

電話番号 03-3214-1717

Mail Address tagawa@legacy.ne.jp

「民法（相続関係）等の改正に関する中間試案」に関する意見

（案件番号＝300080149；2016年07月12日～2016年09月30日）

表題の件につき、年間 1000 件程度の相続税の申告・税務代理業務を専門に手掛けており、日常的に多数の相続の現場を目にしている税務代理人としての立場から、以下の通り、意見を申し述べる。

なお、念のために補足すると、本意見中、当税理士法人が最も重視しているのは、末尾に記載した「第 5 相続人以外の者の貢献を考慮するための方策について」の意見であり、ここに示した複数の方策案が積極的に取り上げられ、これらにつき、丁寧かつ網羅的な検討がなされることを希望する。

第 1 配偶者の居住権を保護するための方策について

通常、私共で扱っている一次相続（配偶者が存命）の事案においては、生存配偶者が遺産分割協議において被相続人所有の自宅敷地及び自宅家屋（以下「自宅敷地等」という）を取得し、当然のように当該自宅に居住し続けるケースが圧倒的に多く、当該協議において生存配偶者が自宅敷地等を取得しないケース自体が希である。このため、実感として、一次相続における生存配偶者が遺産分割協議の結果、自宅敷地等を取得せず、他の相続人がこれを取得し、居住権侵害の恐れを抱きながら、当該他の相続人の所有に係る自宅に居住し続けるというケースを想定しにくい。また、仮に何らかの事情により、生存配偶者が自宅敷地等を取得しない場合であっても、当該自宅敷地等を取得する相続人は長男などの同居親族であるケースが大半であり、この場合には使用貸借により、特段の対価等の支払いを行うことなく、自宅に居住し続けるのが通常的な親子関係であるものと推測されるため、本方策が必要とされるようなケース自体をほとんど扱っていないというのが、実際の所である。

しかしながら、このような方策に関して議論が行われているということは、恐らく①相互に実親・実子でありながら、一方もしくは双方の暴力・侮辱・非行等の存在により、何らかの事情で互いを尊重するような信頼関係が破綻しているケース、②先妻（先夫）の子と後妻（後夫）のようないわゆる血縁関係のない親子関係であるケースなどにおいて、遺産分割協議では、スムーズに生存配偶者が自宅敷地等を取得することが出来ず、その居住権が脅かされるような事態が発生していることを受けてのことと推測される。ただし、①のケースでは、民法 892 条・893 条により、被相続人が推定相続人

を廃除する余地は残されており、さらに言えば、本来、被相続人が遺言により、自ら生存配偶者の居住権を確保する方策を示すことが望ましいものとする。ただし、現在の遺言制度は作成面のハードルが高く、弁護士等の専門家が入らないと法的に不備のないものを容易に作成出来ない側面が強いことから、このような残された相続人の一部に信頼関係の破綻が認められ、生存配偶者の居住権が脅かされる懸念があるケースに容易に対応するため、遺言者が極めてシンプルな遺言内容をいくつかの文案の中から選択するだけの「簡易遺言制度」の創設を検討すべきである。また、②のケースでは、本来、別項目である「配偶者の相続分」の議論の中にこれを収斂させて考えるべきものであり、敢えてこれを単体の項目として取り上げ、殊に長期居住権につき、極めてその金額の算定が困難であり、実務上、その財産価値を換金価値・評価額のあるものとして認識し、これを相続税の課税実務や国家の租税による歳入の増減を及ぼし得る項目として新設する必要があるのか？ という点に関しては、いささか疑問であると言わざるを得ない。

第2 遺産分割の見直し—1 配偶者の相続分の見直しについて

婚姻期間等に応じて、配偶者の相続分を現行のものより増やすこと自体に関して大きな異論はないが、その具体策のうち、甲案については実務的に算定や金額の立証が困難なものが多く、徒に相続分の多寡に関する係争を生む懸念もあることから、反対である。特に、相続税や贈与税等の課税対象・申告対象とはされていない、あるいは仮にされていたとしても申告書類等の保存がなされているとは考えにくい時期における「 y = 被相続人が婚姻時に有していた純資産価額の額」及び「 z = 被相続人が婚姻後に相続、遺贈又は贈与によって取得した財産の額」を事後的に集計・把握し、その具体的な価額を正確に計算することは、過去時点の財産・債務額の調査に限界があること（例えば、金融機関の顧客勘定元帳の取得は過去10年分しか保存がないため、10年を超える過去時点の金融資産の残高を把握すること自体、事実上、不可能である。また、現行制度において戸籍の附票の保存期間は5年しかないことから、被相続人の過去の住所地に存在した可能性のある遠隔地預金等の存在を調査することも、事実上、不可能である）を考慮すると、甲案の法律実務に関する現場レベルでの施行・運用は、事実上、極めて困難なものであると言わざるを得ない。

また、乙案については、うち-1の届出制の方ではなく、-2の当然の引き上げとする方策に賛成である。届出制はその方式を法定するとしても、当事者の一方もしくは双方の意思能力・責任能力等の問題により、その有効性に疑義が生じる場合があり得ること（これは、現行の法制度においても、遺言無効訴訟が数多く行われていることとも符合する問題であり、そもそも高齢者に法的な意思表示をさせ、法律行為として確定させる方法自体を、公証人制度も含めて根本的に見直す必要がある）と、例えば片方がこれを撤回したいと考えた時に、他方の配偶者の意思能力・責任能力等に問題があるケースにおいては、事実上、撤回が不可能となるなど、その運用に実務的な問題が生じやすく、相続後に届出無効訴訟が起きる懸念、相続人間の係争の原因となる懸念があるためである。

なお、この配偶者の法定相続分が現行より引き上げられることにより、相続税法の仕組み上、配偶者の税額軽減額が増加し、いわゆる一次相続（配偶者が存命）における国家の相続税収は減少し、代

わりに二次相続における当該税収が増加するといった影響が起きるものと推測されるが、これは一時的に租税による歳入の減少が起きるという一点を除けば、国家財政上、大きな問題はないものと考えられる。また、これまで、とかく一次・二次の二つの相続におけるトータルの相続税の負担を軽減する観点から、一次相続における配偶者の取得割合を現行の相続分である1/2より意図的に減らし、20%～30%程度に抑制することにより、トータルの相続税負担を減少させ、これにより、専ら子供の利益を優先することを前提とした遺産分割がなされる事例が殊に都心部の相続事案などにおいて多くみられたが、今回の配偶者の法定相続分の引き上げがなされることにより、こうした専ら子供の利益を優先することを前提とした不自然な遺産分割の考え方が一般に認知・受容されてしまうことを抑制し、むしろ、子が生存配偶者の存在を尊重すべき道理を意識・知覚しつつ、遺産分割を行う慣習を定着させる効果を促すものと推測される。このことは、前掲の生存配偶者の居住権の保護の問題とも関係することであり、人倫に照らして、好ましい影響をもたらすと考えて良いのではないだろうか。

第2 遺産分割の見直し—2 可分債権の遺産分割における取扱いについて

可分債権については、いわゆる預貯金・有価証券等の金融資産がこれにあたるものと思われるが、被相続人が遺した金融資産は、一般論として①相続税が課税される相続事案においては、死亡保険金等と共に極めて重要な相続税の納税原資となること、②流動性が高いため、遺産分割の調整用の資産として極めて有用であること、③相続人等が当面支払わなければならない被相続人の債務（金融機関等に関する分割債務、相続開始年における被相続人所有不動産に係る固定資産税・都市計画税、被相続人の相続開始年の前年・当年分の所得に係る所得税・住民税、未払金、未払費用、買掛金、その他、相続財産の維持・管理等のために最低限必要な費用等）、葬式・法会の費用、相続手続に際して必然的に発生する費用等（所得税・相続税の税務代理・申告書作成のための税理士報酬、被相続人所有不動産の名義変更に必要な登録免許税・司法書士報酬、その他）の支払のため、優先的に充てるべきものであることを十分に考慮した上で、相続におけるその実務的な取扱いを考えるべきである。

まず、可分債権以外の財産・債務をも含めた所で算定される最終的な各相続人の相続（遺産分割）による遺産の取得割合は、殊に被相続人の居住用財産・事業用財産（生活の本拠となるべき不動産や被相続人が主宰していた同族法人の株式等）を承継する相続人の取得財産の価額及び比率が相対的に大きくなる傾向があることから、必ずしも法定相続分通りになるとは限らない。これに対して、現行の法律実務に従って、金融資産のみにつき、法定相続分による各相続人の取得（債権行使・解約・払戻し請求）を認めてしまうと、①相続税を多額に納めなければならない相続人の納税原資の不足が生じる可能性があり、さらに、②可分債権を行使後、これを個人的な借入金の返済に充てたり、別の目的で費消したりすることにより、金融資産の形態のまま手元に残さない相続人が多数いる場合、事実上、遺産分割の調整用資産としての機能が失われてしまう懸念があること、③同様に②の前段に該当した場合、本来優先すべき被相続人の債務、葬式・法会の費用、相続手続に際して必然的に発生する費用等の支払いに充てることが出来ない懸念があることなどから、そもそも可分債権が当然に分割されるという考え方自体に反対であり、甲案の方ではなく、乙案の考え方を支持する。

なお、例外的に遺産分割の確定前に金融資産の払い戻しを認めるケースとしては、被相続人の債務、葬式・法会の費用、相続手続に際して必然的に発生する費用等、不可避免的に負担すべきものに限定することとし、その判断については、裁判所や専門家が関与するのではなく、誰が見ても分かるような形で法定し、金融機関の窓口において、債務者が容易にその判断を出来るようにすることが望ましい。

第3 遺言制度に関する見直しについて

本項目においては、自筆証書遺言の方式の緩和や保管制度の創設、遺言事項及び遺言の効力等に関して、いくつかの問題提起がなされているようであるが、そもそも自筆・秘密・公正のいずれの方式であっても、現行の遺言制度は敷居が高く、弁護士・司法書士・行政書士などの専門家が介在せずに、有効かつ十分なものを作成するのは困難であり、この点の見直しを優先すべきである。そこでまず、これらに代わるものとして、遺言者が極めてシンプルな遺言内容をいくつかの文案の中から選択するだけの「簡易遺言制度」の創設を提言する。相続人の構成や財産の構成が異なるため、常にホームメイドで作成するしかない、というこれまでの発想を捨て、＜既製品＞である遺言文案の中から遺言者が自身の考えに近いものを選択するだけとすることにより、多くの者が「それなら遺言を作成しても良い」という気になるのではないだろうか。また、この「簡易遺言制度」の中に、オプションとして、①子の認知、②相続人の排除、③特定の相続人に特別受益をなした旨の証言、④特定の相続人もしくはその親族に寄与があった旨の証言、⑤後述する「貢献親族に対する子の相続分の1/2に相当する相続分を有する相続人の地位の付与」等の相続人の身分や相続分に関する項目を加えられるようにすることも併せて検討されたい。殊に③④は、特別受益・寄与分に関する争いがあった際、遺言者自身がこれに一定の補足的事実を伝えてこれを補完するものであり、争訟の早期決着に寄与するものとなるのではないだろうか。

そもそも、遺言は無用な相続人間の争いを防止し、遺言者の意思に従って、遺産の分割や名義変更をスムーズに実行・実現させることを主眼としたものであり、その目的を達するためには、作成のための敷居を極力低くすることと、相続人の身分や相続分に関する重要事項については、後々紛争が起きないようにするため、可能な限り網羅的に書けるようにしておくことが望ましい。

なお、現行の公正証書遺言の作成実務において、公証人による遺言者の本人確認手段は、専ら印鑑証明書の提出のみに頼っており、遺言者の印鑑証明書を持参し、氏名と生年月日さえ正確に申述出来れば、似たような年格好の別人であっても本人であると推認してしまうなど、極めて甘いチェックが許容されていること、弁護士等の専門家がその作成に関与しているため、遺言者自身も細部まで理解・認識し得ないような複雑な遺言の文案が準備されており、これを元に公証人が遺言公正証書を作成する場合（事前に弁護士等が準備した文案を公証人にファックスで送信し、これを元に公証人が遺言公正証書の文案を作成してファックスでこれを弁護士等に送り返し、弁護士等と公証人との間で相互に内容を確認・補完し合うことを通じて、事実上、当該公正証書を確定させてしまう慣習がある）、公証人の口頭による遺言内容に関する意思確認は、単なる形式的なチェックになってしまい、ほとんど意味をなさないこと（現状、精神上的の障害等により、判断能力を欠くものとして後見開始の審判を

受けた成年被後見人に関しては、様々な法的手当がなされているのに対して、成年被後見人ほど重度ではないものの、理解力・判断能力が若干弱くなって来ている高齢者に法的な意思表示をさせ、法律行為として確定させる方法につき、そもそも根源的かつ網羅的な議論がなされていない)、遺言者が死亡した場合、現状は死亡届を受理した役所・役場より、自動的に公証人役場に死亡連絡がなされるというシステムはなく、さらに遺言執行人に相続発生通知がなされるようなシステムも存在していないことなど、見直すべき項目は多数あり、ここで遺言制度全般に関して見直しをするのであれば、まずはそうした法的な不備を是正し、現実的かつ効率的な運用を促すような改正を検討すべきである。

第4 遺留分制度に関する見直しについて

この項目については、特に意見はない。

第5 相続人以外の者の貢献を考慮するための方策について

長男の嫁、長女の夫など、長期にわたって同居・介護等を行った相続人以外の者による被相続人に対する貢献に報いるために、何らかの方策を設けることについては基本的に賛同する。ただし、その方法論については、貢献親族が長期にわたる心身の負荷を引き受け、なおかつ時間的・空間的な拘束を強いられる存在となり、事実上、自由意思に基づく行動を制限される存在となっていること等を考慮すると、労役の対価・賃金のようなものとして算定されるべきものではなく、その身分を最大限に尊重するような方策とすべきである。また、その事実認定に関して、無用な争いが生じないようにすべきであること、出来るだけ特定の者の恣意が入らないようにすべきであること、相続人に対して一定の金銭の支払いを要求することが出来る方式（この方法は、相続人が相続人以外の者に対して代償金を支払う方法に近く、こうした金銭の移動につき、相続税の課税上の代償債権・債務として認識・処理するのか、贈与税の課税により処理するのか、あるいは非課税とするのか等の問題がある）とするのではなく、相続人としての地位や代襲相続権を付与する、あるいは他の相続人の遺留分等の権利を制限するなど、主に身分保障に近い性格のものとするを主眼として検討すべきである。

<前提＝貢献の事実認定の方法について>

本論に入る前に、相続人や相続人ではない親族により、被相続人に対して、同居・介護等による貢献があったか否かの事実の認定に関する方法論を確定させなければならない。これには、複数の方策が考えられるが、まず、大原則として、遺言・届出等を介して、事前に被相続人自身により、貢献の事実があった旨の証言及び権利付与の意思表示（前掲の遺言制度に関する見直しに記載の通り、遺言者が遺言の中で「特定の相続人もしくはその親族に寄与があった旨の証言」をする方法などが考えられる）がなされることを前提とすべきである。ただし、仮に厳格にこのような手法しか認めないこととした場合、本人がそうした意思表示が出来なくなってしまった後の相続人でない貢献親族を救済す

ることが出来ないという問題が生じるため、当人の寄与の申立を受けて、裁判所がその実態を審理し、その妥当性を判断する方法、複数の形式的要件を法定して、当該形式要件を満たせば無条件に相続人の身分と相続分を取得出来る方法など、いくつかの救済措置を併設すべきであろう。従って、貢献の事実認定の方法としては、大きく次の三つの方法を認めるべきであろう。

①遺言・届出等により、被相続人自身が事前に貢献事実の証言と権利付与の意思表示をする方法

②貢献をしたとされる当人の寄与申立を受けて、裁判所が貢献実態の有無を判断する方法

③貢献の形式要件を法定し、当該形式要件に適合した場合、裁判所が貢献の事実を認定する方法

(③は、形式要件自体の真偽に係争が起きる懸念もあることから、法的な安定性を担保するため、実務的には家庭裁判所に対する認定申立制度を併設し、審判を受ける方法とすべきであろう)

<イ. 子の相続分の1/2に相当する相続分を有する相続人としての地位を付与する方法>

さて、上記により、貢献の事実が確認出来たことを前提として、まず、相続人ではない貢献親族に対しては、子の相続分の1/2に相当する相続分(平成25年12月25日に成立した改正前民法における非嫡出子の相続分と同じ)を有する相続人としての地位を付与する方法とすることが望ましい。なお、この方法とした場合には、遺言者・届出者である被相続人は、事前に遺言や届出書において、当該相続人以外の親族に対して、貢献があった旨の事実を証言し、同時に子の相続分の1/2に相当する相続分を有する相続人としての地位を付与する意思表示を行うこととなる。また、前記の実態判断・形式判断のいずれかにより、貢献の事実があった旨が認定されれば、事前に被相続人の遺言や届出等による意思表示が無くとも、裁判所が当該相続人外の貢献親族に対して、当然の権利として、子の相続分の1/2に相当する相続分を付与する。

<ロ. 以前死亡した子の配偶者が貢献親族である場合に限り、代襲相続権を認める方法>

また、長男が同居老親より先に亡くなっているケースにおけるその長男の嫁などの場合、子がいれば子に同居老親からの(孫としての身分により)代襲相続権が生じるものの、当人には代襲相続権が生じないという問題があるため、子に先んじて(子には与えずに)当人に代襲相続権を与えることにより、結果として同居や介護による貢献に報いる方策も同時に検討すべきであろう。ただし、この代襲相続権を(本来の権利者である子から)移転させる方策を採る際には、少なくとも当該嫁などが、義理の両親の生存中の同居・介護を継続することが前提となるため、仮にそうした前提を満たさなくなった際の対処(この場合、理論的には元々、代襲相続権を持つ子に遺産の所有権を戻すべきであるが、子が未成年である場合等、実態として財産管理が出来ないケースも想定して、親権者の身分に基づき、その管理権を付与するなどの対策を講じる必要もあろう)なども併せて考えておく必要がある。

<ハ. 貢献親族の配偶者である相続人に対して遺産分割協議における優先選択権を認める方法>

さらに、長男の嫁などの相続人外の貢献親族当人に対しては、一義的には何らの権利も付与しないものの、当該貢献親族の配偶者である相続人（長男など）に対して、遺産分割協議の際、法定相続分に達するまで、自由に取得する財産・債務の内容を選択することが出来る優先選択権を認めることにより、間接的に貢献の労に報いる方法も一考に値する。なお、この優先選択権は通常の係争のない遺産分割協議においては元より、係争が生じた場合における遺産分割調停や審判等のいずれの場面においても行使出来るものとする旨を法定すべきであろう。

＜ニ．貢献親族の配偶者である相続人に対して遺留分の減殺請求があった際、当該遺留分を消滅させる対価とする方法＞

また、前記ハ．と同様に、長男の嫁などの相続人外の貢献親族当人に対しては、一義的には何らの権利も付与しないものの、仮に当該貢献親族の配偶者である相続人（長男など）に対して、多くの遺産を取得させる旨の遺言があり、他の相続人から遺留分の減殺請求がなされた場合には、当該遺留分から一定の金額もしくは割合を控除し、事実上、請求額を減額させる方策を採る方法も考えられる。これは、実態として、被相続人が同居・介護を行った貢献親族一家の労に配慮して、長男など、同居・介護をしていた特定の相続人に対して、多くの財産を相続させる意思表示をしたとしても、現状は遺留分減殺請求の制度があるため、当該被相続人の意思を十分に反映させることが出来ない懸念があることに対応したものである。なお、この場合において遺留分から控除する金額・割合については、様々な考え方があるが、相続財産の態様は少額なものから巨額なものまで、様々なものがあり、その全てに対応しなければならないことを考慮すると、例えば「1億円と遺留分の1/2相当額とのいずれか大きい金額」とするなど、明確な基準を設けるようにすることが望ましい。

上記の通り、長男の嫁、長女の夫など、長期にわたって同居・介護等を行った相続人以外の者による被相続人に対する貢献に報いる方策にはいくつかの方法が考えられるが、年間1000件程度の相続税の申告・税務代理業務を専門に手掛けており、日常的に多数の相続の現場において＜報われない者たち＞の現状を目にしている税務代理人としての立場からすると、出来るだけその者の身分や権利が強固な状態のものとなるように保障する方策とすることが望ましいものと思われるため、イ．ロ．ハ及びニ（ハは遺産分割協議による場合、ニは遺言執行による場合であり、相互に矛盾しないため、併設可能）の順に推奨する。

以 上